

第26回たつの市農業委員会総会（1月定例会）議事録

令和8年1月27日（火）午前10時から第26回たつの市農業委員会総会（1月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）
只今から第26回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

ご異議なしと認め、「議案第 164 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 165 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 165 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 12 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1188 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 1,094 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、黒大豆を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は [REDACTED] 営農組合から貸与を受ける予定とのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1189 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 868 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、黒大豆を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は [REDACTED] 営農組合から貸与をうける予定とのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

3 件目の番号 1192 の申請地は、揖保町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、及び [REDACTED] の田で、合計面積は 3,750 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は相続した農地の耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1194 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 5,143 m²、譲受人は、[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は病気により耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [REDACTED] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の番号 1195 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 4,867 m²、譲受人は、[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住により耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲

り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1197 の申請地は、揖保町 [] の田で、面積は 981 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、水稻を作付けする営農計画を立てており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の番号 1201 の申請地は、神岡町 []、 [] 及び [] の田及び畑で、合計面積は 3,189.61 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で市外居住により耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

また、譲受人は [] において自作地 55,375 m²、小作地 8,146 m² を耕作しておりますが、 [] 農業委員会の営農証明により耕作管理できていることを確認しております。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の番号 1202 の申請地は、神岡町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田及び畑で、合計面積は 3,221 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

また、譲受人は [REDACTED] において自作地 55,375 m²、小作地 8,146 m² を耕作しておりますが、[REDACTED] 農業委員会の営農証明により耕作管理できていることを確認しております。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

9 件目の番号 1186 の申請地は、新宮町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田及び畑で、合計面積は 4,139.61 m²、譲受人は [REDACTED]、[REDACTED] です。譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で県外居住により耕作管理が難しいことから、地域で新たに耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、同地区の空き家を購入し親が居住する予定とのことで、親と一緒に徒歩圏内にある農地で露地野菜や水稻を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

10 件目の番号 1187 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の畑で、面積は 67 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は高齢で県外居住により耕作管理が難しいことから、空き家に付随する農地として耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

11 件目の番号 1199 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の畑で、面積は 71 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は県外居住により耕作管理が難しいことから、隣接地に居住している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

12 件目の番号 1183 の申請地は、御津町 [REDACTED] の畑で、面積は 138 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第165号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第166号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第166号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の承認について」

3条使用貸借権設定の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

番号1185の申請地は龍野町[]の田で、面積は2,127㎡、借受人は[]、貸出人は[]、貸出人と、貸出人の親族である借受人が、共同耕作していた農地について、耕作面積を増やすために5年間、使用貸借することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第166号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第167号 農地法第3条の規定による賃借権移転の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第167号 農地法第3条の規定による賃借権移転の承認について」

3条賃借権移転の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

番号1198の申請地は揖西町 [REDACTED] の田で、面積は3,614㎡、賃借権の移転元は [REDACTED]

[REDACTED]、
移転先は [REDACTED]

[REDACTED]、
この度、代表を同じくする両会社において、実質的に耕作を行っている [REDACTED] に賃借権を移転するものでございます。

なお、土地の所有者である貸出人については [REDACTED]

る第3種農地(3-(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が []、譲渡人は []、転用目的は、譲受人が [] を務める [] へ賃貸するための貸露天資材置場です。

土地の造成期間は許可日から30日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の番号1203の申請地は、龍野町 [] の田で、面積は834㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に近接(おおむね500m以内)かつ農地(等)の集団規模10h未満の第2種農地(2-(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が []、譲渡人は []、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から30日間、施設の建築期間は土地の整地後から30日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3件目の番号1200の申請地は、新宮町 [] の田で、面積は806㎡、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第3種農地(3-(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、
[REDACTED]、転用目的は、隣接する自社の露天資材置場です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 168 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7 「議案第 169 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 169 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促

進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 18 筆、設定面積の合計は 21,632 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 169 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 170 号 地域計画変更案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 170 号 地域計画変更案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、本市が地域計画を変更するにあたり、同法第 19 条第 6

項の規定により、たつの市長から農業委員会へ意見を求められている
ものでございます。

地域計画の変更予定地区である■■■■地区、■■■■地区につきま
しては、昨年2月定例会において地域計画策定案について審議し、「異
議なし」として意見を附し、現在、地域計画策定済みとなっている地
区でございます。また、■■■■地区につきましても、令和6年5
月に策定済みとなっております。

この度、■■■■地区につきましては、■■■■改修工事にともなう、
■■■■の移転により、対象地である■■■■、■■■■
及び■■■■を地域計画から除外するため、地域計画本文及び目標図
を変更するものでございます。

■■■■地区につきましては、露天駐車場を目的とする農地転用
にあたり、対象地である■■■■を地域計画から除外するため、
地域計画本文及び目標図を変更するものでございます。

■■■■地区につきましては、農地法第3条による農地取得にと
もない、地域計画本文中の「4 地域内の農業を担う者一覧」におい
て、新たに担い手になる2名について変更するものでございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ
んか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第170号」は「異議なし」と回答するこ
とに決しました。

次に、日程第9「議案第171号 たつの農業振興地域整備計画の
変更について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第171号 たつの農業振興地域整備計画の変更に対する

意見について」

たつの農業振興地域整備計画において、農用地からの除外及び市街化区域への編入による農業振興地域の指定区域の変更にともない、市から事業計画の変更に対して意見を求められているものでございます。

今回変更するのは、農用地の除外が5件、面積の増減は合計0.5haの減、変更後の農用地区域の面積は合計2,324.4haとなります。

除外目的は、添付しております参考資料にありますとおり、住宅敷地の拡張、露天駐車場、住宅及び■■■■工場の建築、農振法第10条第3項の要件を満たさないことによる除外となっております。いずれも除外の5要件を満たしておりますので変更には支障はなく、異議はないものと考えます。

また、新宮町■■■■地区における複数の公共施設が立地している既存市街地の市街化編入につきましては、編入区域内には農地がないため、農業振興地域の指定区域の変更には支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第171号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第10「議案第172号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第172号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」

平成 30 年に他府県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことにより、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、改めて綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。本市で不祥事があったわけではなく、全国すべての農業委員会で、毎年申し合わせ決議を行うことになっております。決議内容につきまして、読み上げさせていただきます。

『私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。』

なお、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年に 1 回以上同様の申し合わせ決議を継続して取り組み、法令遵守の徹底を図っていくものとします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに対してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第 172 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時30分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(15 番 瀧口節子委員)

議事録署名委員
(16 番 真殿利晴委員)